

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【公開番号】特開2019-137653(P2019-137653A)

【公開日】令和1年8月22日(2019.8.22)

【年通号数】公開・登録公報2019-034

【出願番号】特願2018-24280(P2018-24280)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/02	(2006.01)
A 6 1 K	8/891	(2006.01)
A 6 1 K	8/92	(2006.01)
A 6 1 K	8/25	(2006.01)
A 6 1 K	8/58	(2006.01)
A 6 1 K	8/81	(2006.01)
A 6 1 K	8/29	(2006.01)
A 6 1 K	8/19	(2006.01)
A 6 1 K	8/49	(2006.01)
A 6 1 Q	1/00	(2006.01)
A 6 1 Q	1/10	(2006.01)
A 6 1 Q	1/12	(2006.01)
A 6 1 Q	1/08	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/02
A 6 1 K	8/891
A 6 1 K	8/92
A 6 1 K	8/25
A 6 1 K	8/58
A 6 1 K	8/81
A 6 1 K	8/29
A 6 1 K	8/19
A 6 1 K	8/49
A 6 1 Q	1/00
A 6 1 Q	1/10
A 6 1 Q	1/12
A 6 1 Q	1/08

【手続補正書】

【提出日】令和1年9月18日(2019.9.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

粉体成分及び油性成分を含有する固形粉末化粧料であつて、

前記油性成分の含有量が、固形粉末化粧料全量を基準として、5～25質量%であり、
前記粉体成分の含有量が、固形粉末化粧料全量を基準として、75～95質量%であり

前記油性成分が、(A)25での粘度が4000~100000mPa·sのシリコーン化合物と、(B)25において半固形状の油剤と、を含有し、

前記(B)成分として、ペンタエリスリトール脂肪酸エステル、ワセリン、ダイマー酸エステル、ダイマージオール誘導体、フィトステロール脂肪酸エステル、及びコレステロール脂肪酸エステルからなる群より選択される1種以上の油剤を含む、固形粉末化粧料。

【請求項2】

前記(A)成分として、25での粘度が9000~100000mPa·sのシリコーン化合物を含む、請求項1に記載の固形粉末化粧料。

【請求項3】

前記(A)成分として、ジメチルポリシロキサン、ジフェニルポリシロキサン、及びジメチコノールからなる群より選択される1種以上のシリコーン化合物を含む、請求項1又は2に記載の固形粉末化粧料。

【請求項4】

前記(B)成分が、ペンタエリスリトール脂肪酸エステル及びダイマージオール誘導体からなる群より選択される1種以上の油剤を含む、請求項1~3のいずれか一項に記載の固形粉末化粧料。

【請求項5】

前記(A)成分の含有量が、固形粉末化粧料全量を基準として、2.0~7.0質量%であり、

前記(B)成分の含有量が、固形粉末化粧料全量を基準として、1.0~5.0質量%である、請求項1~4のいずれか一項に記載の固形粉末化粧料。

【請求項6】

前記粉体成分が金属石鹼を含み、

前記金属石鹼の含有量が、固形粉末化粧料全量を基準として、1~8質量%である、請求項1~5のいずれか一項に記載の固形粉末化粧料。

【請求項7】

前記粉体成分が板状粉体を含み、且つ、球体粉体の含有量が、固形粉末化粧料全量を基準として、5質量%未満である、請求項1~6のいずれか一項に記載の固形粉末化粧料。